

一般財団法人 豊田市水道サービス協会

## 定 款

一般財団法人 豊田市水道サービス協会

定 款

目 次

第1章	総 則	(第 1 条 ~ 第 2 条)
第2章	目的及び事業	(第 3 条 ~ 第 4 条)
第3章	財産及び会計	(第 5 条 ~ 第10条)
第4章	評 議 員	(第11条 ~ 第14条)
第5章	評 議 員 会	(第15条 ~ 第22条)
第6章	役 員	(第23条 ~ 第30条)
第7章	理 事 会	(第31条 ~ 第38条)
第8章	定款の変更及び解散	(第39条 ~ 第42条)
第9章	情報公開及び個人情報の保護	(第43条 ~ 第44条)
第10章	公告の方法	(第45条)
第11章	事 務 局	(第46条)
第12章	補 則	(第47条)

# 一般財団法人豊田市水道サービス協会定款

平成24年10月3日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人豊田市水道サービス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、豊田市内における水道事業の合理的な運営と安定した水道供給に積極的に協力し、公衆衛生の向上を図り、市民サービスの充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査及び啓発に関する事業
- (2) 水道漏水防止に関する事業
- (3) 水道施設の維持管理に関する事業
- (4) 水道事業に関する工事等の事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、豊田市内において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会が別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第7条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認

を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告書をこの法人の主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款については、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、日ごとに一人日額10,000円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合及び理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半

数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された者2名が記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって法人法上に規定する代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条で準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が理事会を招集すること。

- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第198条で準用する法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(6) 第30条の責任の免除

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事長及び出席した監事が記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 理事長が欠席した場合には、出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。



2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(2) その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、豊田市に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を配置する。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

## 第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法

律第50号) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第24条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事(理事長)は、鈴木善實とする。

4 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川 尚人

澤田 恵美子

篠田 仁志

福岡 陸昭

横地 清明

土居 友二

# 一般財団法人 豊田市水道サービス協会

## 役員・評議員名簿

種別	氏名	任期
理事長	今井弘明	R3.6.17 ~ R5.6
常務理事	丹羽勝彦	〃
理事	下川涼太郎	〃
〃	鈴木誠美	〃
〃	安藤貴紳	〃
〃	田中充子	〃
監事	加藤英司	H3.6.17 ~ R7.6
〃	杉浦智文	〃
評議員	前田雄治	〃
〃	岡本貞之	〃
〃	早川信	〃
〃	吉村一孝	〃
〃	尾原洋子	〃

# I 事 業 報 告 書

# 令和2年度（一財）豊田市水道サービス協会事業報告書

## 1 概 要

### (1) 総括事項

(一財)豊田市水道サービス協会は、発足以来37年を経過し、水道事業の合理的な運営と安定した水道供給に積極的に協力し、公衆衛生の向上と市民サービス充実の一翼を担ってきました。

令和2年度の主な業務執行状況は、自主事業においては、市民からの水道相談を実施するとともに、水道に関する説明会等の普及啓発業務を展開し、水道事業や水道知識のPRに努めてまいりました。また、受託事業として、水道施設点検、量水器取替及び漏水修繕など11業務を実施しました。

### (2) 収支の状況

#### 【収入】

項 目	決 算 額	備 考
事業活動収入	403,954,243円	受託収入、利子等
投資活動収入	667,311円	特定資産取崩収入
前期繰越収支差額	28,164,856円	令和1年度収支差額 (令和2年度に局へ返還)
計	432,786,410円	

#### 【支出】

項 目	決 算 額	備 考
事業活動支出	410,075,021円	実施事業等会計等
投資活動支出	3,494,297円	特定資産取得支出等
計	413,569,318円	

#### 【差引】

次期繰越収支差額	19,217,092円	令和2年度収支差額 (令和3年度に局へ返還)
----------	-------------	---------------------------

### (3) 役員会に関する事項

#### ア 理事会の開催

回	期 日	議 題
第15回 定 時 (書面)	令和2年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (一財)豊田市水道サービス協会評議員の辞任に伴う候補者の推薦について</li> <li>(2) (一財)豊田市水道サービス協会理事の辞任に伴う候補者の推薦について</li> <li>(3) (一財)豊田市水道サービス協会第8回定時評議員会の招集について</li> <li>(4) (一財)豊田市水道サービス協会給与規則の一部を改正する規則</li> <li>(5) 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会事業報告及び決算</li> <li>(6) 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会公益目的支出計画実施報告について</li> <li>(7) 令和2年度(一財)豊田市水道サービス協会収支補正予算</li> </ul>
第17回 臨 時	令和2年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年度(一財)豊田市水道サービス協会中間実績報告について</li> <li>(2) (一財)豊田市水道サービス協会理事長及び常務理事の職務執行状況について</li> </ul>
第18回 臨 時 (書面)	令和2年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給与規則の一部改正の件</li> </ul>
第16回 定 時	令和3年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (一財)豊田市水道サービス協会理事の辞任に伴う候補者の推薦について</li> <li>(2) (一財)豊田市水道サービス協会第2回臨時評議員会の開催について</li> <li>(3) (一財)豊田市水道サービス協会就業規則の一部を改正する規則</li> <li>(4) (一財)豊田市水道サービス協会給与規則の一部を改正する規則</li> <li>(5) (一財)豊田市水道サービス協会会計規則の一部を改正する規則</li> <li>(6) (一財)豊田市水道サービス協会財産運用規則の一部を改正する規則</li> <li>(7) 令和3年度(一財)豊田市水道サービス協会事業計画</li> <li>(8) 令和3年度(一財)豊田市水道サービス協会収支予算</li> <li>(9) 令和2年度(一財)豊田市水道サービス協会収支補正予算</li> </ul>

		(10) (一財)豊田市水道サービス協会事務局長の承認について (11) (一財)豊田市水道サービス協会理事長及び常務理事の職務執行状況について
第19回 臨時 (書面)	令和3年3月31日	(1) 常務理事選定の件

## イ 監事会の開催

令和2年5月19日

- ・ 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会事業報告並びに収支決算について
- ・ 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会公益目的支出計画実施報告について

## ウ 評議員会の開催

回	期 日	議 題
第8回 定 時	令和2年6月22日	(1) (一財)豊田市水道サービス協会評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について (2) (一財)豊田市水道サービス協会理事の辞任に伴う後任理事の選任について (3) 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会事業報告及び決算 (4) 令和1年度(一財)豊田市水道サービス協会公益目的支出計画実施報告について (5) 令和2年度(一財)豊田市水道サービス協会事業計画及び収支予算
第2回 臨時 (書面)	令和3年3月31日	(1) 理事1名選任の件

## (4) 職員に関する事項

### 職 員 数

(各年度4月1日現在)

区 分	元年度	2年度	増 減	備 考
常 務 理 事	人	人	人	
事 務 局 長	1	1	0	
事 務 局 次 長	0	1	1	
主 幹 兼 係 長	1	1	0	
係 長	2	2	0	
主 任	2	2	0	
事 務 職	4	4	0	
技 能 職	4 1	4 2	1	
計	5 1	5 3	2	

## 2 事 業 概 要

### (1) 自主事業に関する事項（水道事業に関する調査及び啓発）

#### ア 各種水道相談調査

水道使用者からの連絡により、水圧、水道の濁り等の水道相談業務に対応するとともに、一般家庭の屋内漏水に対する現地調査、修繕指導等。

#### イ 水道に関する説明会

主に小学校児童を対象に豊田市の水道についての説明会を開催。



実施日	学校名等	人数等	依頼目的	地区
6月17日	御作 小学校	8名 (児童-6名、先生-2名)	社会科の 勉強	藤岡
6月19日	堤小学校	74名(1・2組) (児童-71名、先生-3名)	"	豊田
		65名(3・4組) (児童-63名、先生-2名)		
6月24日	高嶺 小学校	33名(1組) (児童-32名、先生-1名)	"	"
		34名(2組) (児童-32名、先生-2名)		
		32名(3組) (児童-31名、先生-1名)		
		34名(4組) (児童-32名、先生-2名)		
6月25日	竹村 小学校	52名(1組・2組の半分) (児童-50名、先生-2名)	"	"
		52名(2組の半分・3組) (児童-50名、先生-2名)		
6月26日	五ヶ丘東 小学校	18名 (児童-17名、先生-1名)	"	"
6月30日	大林 小学校	33名(3組) (児童-32名、先生-1名)	"	"
		33名(1組) (児童-32名、先生-1名)		
		33名(2組) (児童-32名、先生-1名)		
7月1日	冷田 小学校	8名 (児童-7名、先生-1名)	"	足助
7月3日	前山 小学校	74名 (児童-72名、先生-2名)	"	豊田
		73名 (児童-71名、先生-2名)		

実施日	学校名	人数等	依頼目的	地区
7月7日	本城 小学校	8名 (児童-7名、先生-1名)	社会科の 勉強	小原
7月8日	広川台 小学校	57名 (児童-55名、先生-2名)	〃	豊田
7月10日	道慈 小学校	9名 (児童-7名、先生-2名)	〃	小原
7月13日	西広瀬 小学校	17名 (児童-16名、先生-1名)	〃	豊田
7月15日	巴ヶ丘 小学校	9名 (児童-8名、先生-1名)	〃	下山
7月16日	東広瀬 小学校	17名 (児童-16名、先生-1名)	〃	豊田
7月28日	上鷹見 小学校	12名 (児童-11名、先生-1名)	〃	〃
7月29日	畝部 小学校	33名(2組) (児童-32名、先生-1名)	〃	〃
7月30日		35名(1組) (児童-33名、先生-2名)		
9月8日	井上 小学校	32名(1組) (児童-31名、先生-1名)	〃	〃
		32名(2組) (児童-31名、先生-1名)		
		33名(3組) (児童-32名、先生-1名)		
9月28日	朝日 小学校	31名(2組) (児童-30名、先生-1名)	〃	〃
		32名(1組) (児童-30名、先生-2名)		
		32名(3組) (児童-30名、先生-2名)		
合計	31講座(18施設)	1,045名 (児童-999名、先生-46名)		

## ウ 普及啓発業務

### (ア) 「水道のしおり」配布

検定満期メーターの交換時に、家庭向けのパンフレット  
「水道のしおり」を配布。 16,744戸

### (イ) 災害用備蓄飲料水(ペットボトル)配送等

災害用備蓄飲料水(ペットボトル)の配送、引渡し及び配達。  
534件

(うち配達件数 22件)

## (2) 受託事業に関する事項

### ア 水道漏水防止に関する業務

#### (ア) 水道事故の受付・確認・連絡業務(24時間体制)

水道管の破損、断水、水の濁り及び各家庭内漏水事故に  
対する応急処理、苦情等に対応する業務 3,044件

#### (イ) 漏水修繕業務

漏水調査及び民地内における量水器(口径25ミリ以下)  
までの給水管漏水の修繕業務 1,015件

### イ 水道施設の維持管理業務

#### (ア) 水道施設点検業務(日常及び緊急時の点検)

市内256カ所の水道施設における日常及び緊急時(停  
電、災害等)の点検業務、並びに、業務日報の作成及び報告  
(上下水道局)

#### (イ) 管末水質測定業務

市内25カ所の末端給水栓における毎日の水質検査の実  
施、並びに業務日報の作成及び報告 (上下水道局)

#### (ウ) 導水施設点検業務(日常及び緊急時の点検)

梅坪揚水機場導水施設及び鞍ヶ池公園内給水加圧施設(2  
箇所)の日常及び緊急時(停電、災害等)の点検業務、並びに  
点検記録の作成及び報告

(市道路維持課及び公園緑地つかう課)

ウ 水道事業に関する工事等の受託

(ア) 量水器取替・取付・撤去業務

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| a 検定満期量水器の取替業務  | 16,744 件 |
| b 不動、破損量水器の取替業務 | 44 件     |
| c 量水器取付及び撤去業務   | 3,129 件  |

(イ) 開閉栓業務

水道使用者の異動に伴う止水栓の開閉作業及び『水道料金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』の配布

40,809 件

(ウ) 量水器管理業務

- |             |  |
|-------------|--|
| a 貯蔵量水器の管理  |  |
| b 量水器の型式別分類 |  |

(エ) 給水装置工事現地調査業務

給水装置工事の新規及び改造に伴う現地の調査業務

3,841 件

(オ) 給水管取出工事立会業務

公道内における給水装置取出工事の立会検査業務

926 件

(カ) 料金収納業務

給水停止処分解除に伴う料金収納及び開栓業務

171 件

# Ⅱ 決 算 書

# 1 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	40,592,961	44,093,972	△ 3,501,011
未収金	1,224,300	1,200,840	23,460
前払金	0	916	△ 916
流動資産合計	41,817,261	45,295,728	△ 3,478,467
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	98,841,606	99,556,935	△ 715,329
基本財産積立資産	1,158,394	443,065	715,329
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	25,362,765	22,806,696	2,556,069
減価償却引当資産	5,759,390	5,488,473	270,917
事故災害等補償積立資産	5,021,256	5,021,256	0
特定資産合計	36,143,411	33,316,425	2,826,986
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	2,597,926	3,110,893	△ 512,967
その他固定資産合計	2,597,927	3,110,894	△ 512,967
固定資産合計	138,741,338	136,427,319	2,314,019
資産合計	180,558,599	181,723,047	△ 1,164,448

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	40,759,857	44,265,164	△ 3,505,307
預り金	1,057,404	1,030,564	26,840
流動負債合計	41,817,261	45,295,728	△ 3,478,467
2. 固定負債			
退職給付引当金	25,362,765	22,806,696	2,556,069
固定負債合計	25,362,765	22,806,696	2,556,069
負債合計	67,180,026	68,102,424	△ 922,398
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
市寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	13,378,573	13,620,623	△ 242,050
(うち特定資産への充当額)	(10,780,646)	(10,509,729)	(270,917)
正味財産合計	113,378,573	113,620,623	△ 242,050
負債及び正味財産合計	180,558,599	181,723,047	△ 1,164,448

# 貸借対照表内訳表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	83,598	31,259,818	9,249,545		40,592,961
未収金	0	1,224,300	0		1,224,300
流動資産合計	83,598	32,484,118	9,249,545		41,817,261
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	0	0	98,841,606		98,841,606
基本財産積立資産	0	0	1,158,394		1,158,394
基本財産合計	0	0	100,000,000		100,000,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	2,021,532	22,498,996	842,237		25,362,765
減価償却引当資産	47,677	5,711,713	0		5,759,390
事故災害等補償積立資産	0	5,021,256	0		5,021,256
特定資産合計	2,069,209	33,231,965	842,237		36,143,411
(3) その他固定資産					
車両運搬具	0	1	0		1
什器備品	156,659	2,441,267	0		2,597,926
その他固定資産合計	156,659	2,441,268	0		2,597,927
固定資産合計	2,225,868	35,673,233	100,842,237		138,741,338
資産合計	2,309,466	68,157,351	110,091,782		180,558,599



(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	83,598	40,655,913	20,346		40,759,857
預り金	0	0	1,057,404		1,057,404
流動負債合計	83,598	40,655,913	1,077,750		41,817,261
2. 固定負債					
退職給付引当金	2,021,532	22,498,996	842,237		25,362,765
固定負債合計	2,021,532	22,498,996	842,237		25,362,765
負債合計	2,105,130	63,154,909	1,919,987		67,180,026
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
市寄付金	0	0	100,000,000		100,000,000
指定正味財産合計	0	0	100,000,000		100,000,000
(うち基本財産への充当額)	0	0	(100,000,000)		(100,000,000)
2. 一般正味財産	204,336	5,002,442	8,171,795		13,378,573
(うち特定資産への充当額)	(47,677)	(10,732,969)	(0)		(10,780,646)
正味財産合計	204,336	5,002,442	108,171,795		113,378,573
負債及び正味財産合計	2,309,466	68,157,351	110,091,782		180,558,599

## 2 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,301,180	1,223,630	77,550
基本財産受取利息(一般)	1,301,180	1,223,630	77,550
特定資産運用益	3,331	64,816	△ 61,485
特定資産受取利息	3,331	64,816	△ 61,485
受取補助金等	2,809,589	2,126,585	683,004
局補助金	2,809,589	2,126,585	683,004
事業収益	399,404,500	364,702,040	34,702,460
局受託事業収益	398,057,000	363,384,200	34,672,800
市受託事業収益	1,347,500	1,317,840	29,660
雑収益	435,643	110,701	324,942
受取利息	4,145	6,751	△ 2,606
雑収益	431,498	103,950	327,548
経常収益計	403,954,243	368,227,772	35,726,471
(2) 経常費用			
事業費	383,699,323	340,955,905	42,743,418
役員報酬	161,920	206,080	△ 44,160
給料手当	238,962,238	212,045,080	26,917,158
臨時雇賃金	5,105,341	1,178,482	3,926,859
退職給付費用	2,972,089	7,156,319	△ 4,184,230
福利厚生費	51,268,187	44,775,235	6,492,952
旅費交通費	2,250	95,310	△ 93,060
通信運搬費	2,286,975	1,822,951	464,024
減価償却費	512,966	806,222	△ 293,256
消耗什器備品費	866,926	951,090	△ 84,164

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
消 耗 品 費	6,906,344	5,876,927	1,029,417
修 繕 費	1,229,056	1,460,046	△ 230,990
印 刷 製 本 費	0	676,324	△ 676,324
燃 料 費	6,325,640	6,538,331	△ 212,691
光 熱 水 料 費	1,395,522	1,396,494	△ 972
賃 借 料	13,079,928	12,134,885	945,043
保 險 料	2,219,616	2,349,836	△ 130,220
租 税 公 課	31,163,060	25,712,672	5,450,388
支 払 負 担 金	532,344	667,778	△ 135,434
委 託 費	2,316,914	2,204,697	112,217
手 数 料	335,169	2,477,656	△ 2,142,487
工 事 請 負 費	16,040,338	10,407,290	5,633,048
広 告 宣 伝 費	16,500	16,200	300
管 理 費	1,279,877	1,612,377	△ 332,500
役 員 報 酬	14,080	17,920	△ 3,840
給 料 手 当	738,071	851,149	△ 113,078
退 職 給 付 費 用	9,242	310,707	△ 301,465
福 利 厚 生 費	159,425	269,004	△ 109,579
交 際 費	0	19,000	△ 19,000
旅 費 交 通 費	20	250	△ 230
通 信 運 搬 費	22,324	17,696	4,628
消 耗 品 費	0	3,727	△ 3,727
修 繕 費	3,482	2,169	1,313
印 刷 製 本 費	0	341	△ 341
燃 料 費	9,248	1,021	8,227
光 熱 水 料 費	12,127	12,030	97
賃 借 料	65,332	61,822	3,510
保 險 料	13,574	10,374	3,200
租 税 公 課	201,860	4,728	197,132
支 払 負 担 金	4,786	4,370	416
委 託 費	23,402	22,062	1,340

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
手 数 料	2,904	4,007	△ 1,103
当年度差益返還費	19,217,092	28,164,856	△ 8,947,764
当年度差益返還費	19,217,092	28,164,856	△ 8,947,764
過年度修正返還費	0	35,049,024	△ 35,049,024
過年度修正返還費	0	35,049,024	△ 35,049,024
経 常 費 用 計	404,196,292	405,782,162	△ 1,585,870
当期経常増減額	△ 242,049	△ 37,554,390	37,312,341
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	361,147	△ 361,147
車両運搬具売却益	0	361,147	△ 361,147
引当金取崩額	0	35,049,024	△ 35,049,024
退職給付引当金繰戻益	0	35,049,024	△ 35,049,024
経常外収益計	0	35,410,171	△ 35,410,171
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	1	0
什器備品除却損	1	1	0
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	35,410,170	△ 35,410,171
当期一般正味財産増減額	△ 242,050	△ 2,144,220	1,902,170
一般正味財産期首残高	13,620,623	15,764,843	△ 2,144,220
一般正味財産期末残高	13,378,573	13,620,623	△ 242,050
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	113,378,573	113,620,623	△ 242,050

# 正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	0	0	1,301,180	0	1,301,180
基本財産受取利息	0	0	1,301,180	0	1,301,180
特定資産運用益	0	3,331	0	0	3,331
特定資産受取利息	0	3,331	0	0	3,331
受取補助金等	0	0	2,809,589	0	2,809,589
局補助金	0	0	2,809,589	0	2,809,589
事業収益	0	399,404,500	0	0	399,404,500
局受託事業収益	0	398,057,000	0	0	398,057,000
市受託事業収益	0	1,347,500	0	0	1,347,500
雑収益	0	4,145	431,498	0	435,643
受取利息	0	4,145	0	0	4,145
雑収益	0	0	431,498	0	431,498
経常収益計	0	399,411,976	4,542,267	0	403,954,243
(2) 経常費用					
事業費	3,477,740	380,221,583	0	0	383,699,323
役員報酬	29,920	132,000	0	0	161,920
給料手当	2,540,074	236,422,164	0	0	238,962,238
臨時雇賃金	0	5,105,341	0	0	5,105,341
退職給付費用	39,055	2,933,034	0	0	2,972,089
福利厚生費	510,702	50,757,485	0	0	51,268,187
旅費交通費	20	2,230	0	0	2,250
通信運搬費	22,324	2,264,651	0	0	2,286,975
減価償却費	20,433	492,533	0	0	512,966
消耗什器備品費	0	866,926	0	0	866,926
消耗品費	0	6,906,344	0	0	6,906,344

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
修繕費	7,400	1,221,656	0	0	1,229,056
燃料費	19,659	6,305,981	0	0	6,325,640
光熱水料費	12,127	1,383,395	0	0	1,395,522
賃借料	193,724	12,886,204	0	0	13,079,928
保険料	28,845	2,190,771	0	0	2,219,616
租税公課	5,865	31,157,195	0	0	31,163,060
支払負担金	4,786	527,558	0	0	532,344
委託費	23,402	2,293,512	0	0	2,316,914
手数料	2,904	332,265	0	0	335,169
工事請負費	0	16,040,338	0	0	16,040,338
広告宣伝費	16,500	0	0	0	16,500
管理費	0	0	1,279,877	0	1,279,877
役員報酬	0	0	14,080	0	14,080
給料手当	0	0	738,071	0	738,071
退職給付費用	0	0	9,242	0	9,242
福利厚生費	0	0	159,425	0	159,425
旅費交通費	0	0	20	0	20
通信運搬費	0	0	22,324	0	22,324
修繕費	0	0	3,482	0	3,482
燃料費	0	0	9,248	0	9,248
光熱水料費	0	0	12,127	0	12,127
賃借料	0	0	65,332	0	65,332
保険料	0	0	13,574	0	13,574
租税公課	0	0	201,860	0	201,860
支払負担金	0	0	4,786	0	4,786
委託費	0	0	23,402	0	23,402
手数料	0	0	2,904	0	2,904
当年度差益返還費	0	19,217,092	0	0	19,217,092
当年度差益返還費	0	19,217,092	0	0	19,217,092
経常費用計	3,477,740	399,438,675	1,279,877	0	404,196,292
当期経常増減額	△ 3,477,740	△ 26,699	3,262,390	0	△ 242,049

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	0	1	0	0	1
什器備品除却損	0	1	0	0	1
経常外費用計	0	1	0	0	1
当期経常外増減額	0	△ 1	0	0	△ 1
他会計振替前当期 一般正味財産増減額	△ 3,477,740	△ 26,700	3,262,390	0	△ 242,050
他会計振替額	3,477,740	5,700	△ 3,483,440	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 21,000	△ 221,050	0	△ 242,050
一般正味財産期首残高	204,336	5,023,442	8,392,845	0	13,620,623
一般正味財産期末残高	204,336	5,002,442	8,171,795	0	13,378,573
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	100,000,000	0	100,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	100,000,000	0	100,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	204,336	5,002,442	108,171,795	0	113,378,573

### 3 財務諸表に対する注記

#### 1 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、発生していない。

#### 2 重要な会計方針

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 償却原価法(定額法)によっている。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具 … 定額法によっている。

什器備品 … 定額法によっている。

##### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 … 退職金の支払いについては、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度の積立金により備えているが、退職金の全額を充当することができないため、その不足額を計上している。

##### (4) リース取引の処理方法(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

賃貸借処理によっている。

##### (5) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

#### 3 会計方針の変更

##### (1) 車両運搬具の減価償却方法の変更

車両運搬具については、前年度までは定率法によっていたが、当年度からは定額法に変更する。

##### (2) 退職給付引当金の計上方法の変更

中小企業退職金共済制度と令和2年度より始めた特定退職金共済制度の積立金の不足額の計上に改めるものとする。



#### 4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	99,556,935	19,284,671	20,000,000	98,841,606
基本財産積立資産	443,065	762,200	46,871	1,158,394
小 計	100,000,000	20,046,871	20,046,871	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	22,806,696	2,981,331	425,262	25,362,765
減価償却引当資産	5,488,473	512,966	242,049	5,759,390
事故災害等補償積立資産	5,021,256	0	0	5,021,256
小 計	33,316,425	3,494,297	667,311	36,143,411
合 計	133,316,425	23,541,168	20,714,182	136,143,411

#### 5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	98,841,606	(98,841,606)	—	—
基本財産積立資産	1,158,394	(1,158,394)	—	—
小 計	100,000,000	(100,000,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	25,362,765	—	—	(25,362,765)
減価償却引当資産	5,759,390	—	(5,759,390)	—
事故災害等補償積立資産	5,021,256	—	(5,021,256)	—
小 計	36,143,411	—	(10,780,646)	(25,362,765)
合 計	136,143,411	(100,000,000)	(10,780,646)	(25,362,765)

6 担保に供している資産

該当なし。

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取 得 価 格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,110,950	1,110,949	1
什器備品	7,246,367	4,648,441	2,597,926
合 計	8,357,317	5,759,390	2,597,927

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

該当なし。

9 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く)等の偶発債務

該当なし。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳 簿 価 格	時 価	評 価 損 益
平成22年度第120回利付国庫債券(20年)	19,957,317	22,702,000	2,744,683
平成24年度第138回利付国庫債券(20年)	29,668,987	34,272,000	4,603,013
平成14年度第9回利付国庫債券(30年)	10,000,000	11,331,000	1,331,000
平成25年度第144回利付国庫債券(20年)	9,967,854	11,469,000	1,501,146
令和1年度第64回利付国庫債券(30年)	10,000,000	9,144,000	△ 856,000
令和2年度第13回利付国庫債券(40年)	19,247,448	18,160,000	#####
合 計	98,841,606	107,078,000	8,236,394

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
運営費補助金	豊田市 事業 管理者	0	2,809,589	2,809,589	0	—
合 計		0	2,809,589	2,809,589	0	

12 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

13 関連当事者との取引の内容

該当なし。

14 重要な後発事象

該当なし。

15 その他

該当なし。

## 4 附 属 明 細 書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記4で記載しているので省略する。

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	22,806,696	2,981,331	425,262	0	25,362,765

#### 【会計別明細】

(実施事業等会計)

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	1,982,477	39,055	0	0	2,021,532

(その他会計)

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	19,991,224	2,933,034	425,262	0	22,498,996

(法人会計)

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	832,995	9,242	0	0	842,237

## 5 財 産 目 録

令和 2 年 3 月 3 1 日 現 在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使 用 目 的	金 額
(流動資産)	現 金	手元保管	料金収納の際の釣銭用として	40,000
	預 金	普通預金	運転資金として	
		豊田信用金庫 下市場支店		20,127,845
		あいち豊田農業 協同組合本店		425,116
	未 収 金	定期預金	運転資金として	
		豊田信用金庫 下市場支店		20,000,000
		受託料		
	市受託事業収益 (市) 道路維持課	市道駅西緑陰歩道梅坪揚水機 場保守点検業務 (4月～3月分)	1,101,100	
	市受託事業収益 (市) 公園緑地管理課	鞍ヶ池公園内加圧施設点検 業務 (10月～3月分)	123,200	
流 動 資 産 合 計				41,817,261
(固定資産)	基本財産	投資有価証券		
		平成22年第120回	満期保有目的で保有し、運用 益を管理費の財源として使用 している。	19,957,317
		平成24年第138回		29,668,987
		平成14年第9回		10,000,000
		平成25年第144回		9,967,854
		令和1年第64回		10,000,000
	令和2年第13回	19,247,448		
基本財産 積立資産	定期預金	運用益を管理費の財源として 使用している。		
	豊田信用金庫 下市場支店		1,158,394	

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 豊田信用金庫(下市場)		25,362,765
	減価償却引当資産	定期預金 豊田信用金庫(下市場)		5,759,390
	事故災害等補償引当資産	定期預金 あいち豊田農業協同組合(本)		5,021,256
その他固定資産	車両運搬具	車 両 1台	その他会計で使用している。	1
	什器備品	ローラーコンベア1台 発電機3台 他11件	実施事業等会計で使用している。 その他会計で使用している。	156,659 2,441,267
固定資産合計				138,741,338
資産合計				180,558,599
(流動負債)	未払金	給料手当 他3件 通信運搬費 他5件 賃借料 他3件 租税公課 当期差益返還金	3月分の人件費及び退職金 電話使用料及び光熱水料費等 車両リース料及び委託費等 消費税未納分 上下水道局への返還金	6,171,137 2,022,342 1,569,886 11,779,400 19,217,092
	預り金	源泉所得税等	職員からの預り金	1,057,404
流動負債合計				41,817,261
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	25,362,765
固定負債合計				25,362,765
負債合計				67,180,026
正味財産				113,378,573

令和3年度

# 事業計画書

一般財団法人豊田市水道サービス協会

# 令和3年度 事業計画書

## 1 基本方針

当協会が発足して38年目を迎え、法人基盤の一層の充実と運営の円滑化を図る。

定款の定めるところに従い

- (1) 水道事業に関する調査及び啓発に関する事業
- (2) 水道漏水防止に関する事業
- (3) 水道施設の維持管理に関する事業
- (4) 水道事業に関する工事等の事業

以上の事業を実施し、豊田市内における水道事業の合理的な運営と安定した水道供給に積極的に協力し、公衆衛生の向上を図り、市民サービスの充実に寄与する。



## 2 事業別計画

(令和3年4月～令和4年3月)

事業区分	事業内容												
I 水道事業に関する調査及び啓発 1 各種水道相談調査  2 普及啓発業務	(1) 水道水の濁り及び水圧不足等給水異常に係る水道相談 (2) 給水装置漏水等の相談及び調査 (3) 水道に係る問合せ対応、助言等  (1) 小学生、一般市民等を対象に水道のPR及び節水の啓発 (ア) 小学校等への出前講座の実施 (イ) 水道パンフレットの配布等 (2) 第63回「水道週間」の実施 豊田市上下水道局主催の「水道週間」に伴う諸行事に協賛して参加 (3) 「産業フェスタ」に協賛し、水道のPRを実施 (4) 水道に関する知識高揚のため、家庭向けのパンフレット『水道のしおり』を配布 (5) 災害用備蓄飲料水（ペットボトル）の配送、配達及び引渡し												
II 水道漏水防止に関する業務 1 漏水発生時の初期対応業務  2 漏水修繕業務	24時間体制による漏水受付、現場確認及び連絡業務  給水装置（上下水道局管理部分）の小規模修繕 <div style="text-align: right;">1,000 件</div>												
III 水道施設の維持管理業務 1 水道施設点検業務	(1) 水道施設の日常点検及び緊急時の点検、対応業務  <div style="display: flex; justify-content: flex-end;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">水 源</td> <td>21 施設</td> </tr> <tr> <td>浄水場</td> <td>21 施設</td> </tr> <tr> <td>配水場</td> <td>92 施設</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場</td> <td>82 施設</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>40 施設</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>256 施設</td> </tr> </table> </div>	水 源	21 施設	浄水場	21 施設	配水場	92 施設	ポンプ場	82 施設	その他の施設	40 施設	合 計	256 施設
水 源	21 施設												
浄水場	21 施設												
配水場	92 施設												
ポンプ場	82 施設												
その他の施設	40 施設												
合 計	256 施設												

事業区分	事業内容
<p>2 導水施設の点検業務</p>	<p>(2) 末端給水栓水質測定業務 各浄水系給水栓 26 施設</p> <p>(1) 梅坪揚水機場の日常点検及び緊急時の点検業務 (道路維持課)</p> <p>(2) 鞍ヶ池公園内給水加圧施設(2か所)の定期点検及び緊急時の点検業務 (公園緑地つかう課)</p>
<p>IV 水道事業に関する工事等</p>	
<p>1 量水器取替・取付・撤去業務</p>	<p>(1) 検定満期量水器の取替 13,950 件</p> <p>(2) 破損等量水器の取替 50 件</p> <p>(3) 量水器の取付及び撤去 3,180 件</p>
<p>2 量水器管理業務</p>	<p>(1) 量水器の在庫管理</p> <p>(2) 取り外した量水器の型式別分別作業</p>
<p>3 開閉栓業務</p>	<p>(1) 水道使用者の転入、転出等に伴う止水栓の開閉作業 42,400 件</p> <p>(2) 開栓作業時における『水道料金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』の配布業務</p>
<p>4 給水装置工事現地調査業務</p>	<p>給水装置の新規及び改造工事に伴う現地調査業務 4,000 件</p>
<p>5 給水管取出工事立会業務</p>	<p>公道内における給水管取出工事の立会検査業務 1,140 件</p>
<p>6 料金収納業務</p>	<p>給水停止対象者の料金収納とこれに伴う開栓業務</p>

令和3年度

# 収支予算書

一般財団法人豊田市水道サービス協会

# 1 収支予算書(損益ベース)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,044	1,122	△ 78
基本財産受取利息	1,044	1,122	△ 78
特定資産運用益	2	2	0
特定資産受取利息	2	2	0
受取補助金等	7,294	2,381	4,913
局補助金	7,294	2,381	4,913
事業収益	393,553	399,407	△ 5,854
局受託事業収益	392,198	398,059	△ 5,861
市受託事業収益	1,355	1,348	7
雑収益	4	4	0
受取利息	4	4	0
経常収益計	401,897	402,916	△ 1,019
(2) 経常費用			
事業費	401,629	400,688	941
役員報酬	391	0	391
給料手当	251,235	248,295	2,940
臨時雇賃金	0	4,673	△ 4,673
退職給付費用	2,467	0	2,467
福利厚生費	52,811	53,149	△ 338
旅費交通費	158	195	△ 37
通信運搬費	2,240	2,240	0
減価償却費	437	517	△ 80
消耗什器備品費	511	0	511
消耗品費	6,254	7,820	△ 1,566

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
修繕費	796	896	△ 100
印刷製本費	465	0	465
燃料費	9,581	9,601	△ 20
光熱水料費	1,591	1,591	0
賃借料	14,447	13,372	1,075
保険料	2,216	2,332	△ 116
租税公課	35,811	36,351	△ 540
支払負担金	478	735	△ 257
委託費	3,239	2,461	778
手数料	528	487	41
工事請負費	15,950	15,950	0
広告宣伝費	22	22	0
補償費	1	1	0
管理費	1,378	2,454	△ 1,076
役員報酬	34	424	△ 390
給料手当	791	967	△ 176
退職給付費用	8	0	8
福利厚生費	250	735	△ 485
報償費	30	30	0
交際費	50	50	0
旅費交通費	1	2	△ 1
通信運搬費	21	59	△ 38
消耗品費	7	6	1
燃料費	20	18	2
光熱水料費	14	14	0
賃借料	97	95	2
保険料	16	16	0
租税公課	3	3	0
支払負担金	4	5	△ 1
委託費	26	25	1
手数料	6	5	1

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経 常 費 用 計	403,007	403,142	△ 135
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 1,110	△ 226	△ 884
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,110	△ 226	△ 884
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,110	△ 226	△ 884
一般正味財産期首残高	13,620	13,846	△ 226
一般正味財産期末残高	12,510	13,620	△ 1,110
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	0
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	112,510	113,620	△ 1,110

## 2 収支予算書内訳表(損益ベース)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	0	0	1,044	0	1,044
基本財産受取利息	0	0	1,044	0	1,044
特定資産運用益	0	2	0	0	2
特定資産受取利息	0	2	0	0	2
受取補助金等	0	0	7,294	0	7,294
局補助金	0	0	7,294	0	7,294
事業収益	0	393,553	0	0	393,553
局受託事業収益	0	392,198	0	0	392,198
市受託事業収益	0	1,355	0	0	1,355
雑収益	0	4	0	0	4
受取利息	0	4	0	0	4
経常収益計	0	393,559	8,338	0	401,897
(2) 経常費用					
事業費	5,884	395,745	0	0	401,629
役員報酬	73	318	0	0	391
給料手当	3,311	247,924	0	0	251,235
退職給付費用	33	2,434	0	0	2,467
福利厚生費	864	51,947	0	0	52,811
旅費交通費	1	157	0	0	158
通信運搬費	21	2,219	0	0	2,240
減価償却費	21	416	0	0	437
消耗什器備品費	0	511	0	0	511
消耗品費	673	5,581	0	0	6,254
修繕費	0	796	0	0	796
印刷製本費	465	0	0	0	465

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
燃 料 費	41	9,540	0	0	9,581
光 熱 水 料 費	14	1,577	0	0	1,591
賃 借 料	269	14,178	0	0	14,447
保 險 料	33	2,183	0	0	2,216
租 税 公 課	7	35,804	0	0	35,811
支 払 負 担 金	4	474	0	0	478
委 託 費	26	3,213	0	0	3,239
手 数 料	6	522	0	0	528
工 事 請 負 費	0	15,950	0	0	15,950
広 告 宣 伝 費	22	0	0	0	22
補 償 費	0	1	0	0	1
管 理 費	0	0	1,378	0	1,378
役 員 報 酬	0	0	34	0	34
給 料 手 当	0	0	791	0	791
退 職 給 付 費 用	0	0	8	0	8
福 利 厚 生 費	0	0	250	0	250
報 償 費	0	0	30	0	30
交 際 費	0	0	50	0	50
旅 費 交 通 費	0	0	1	0	1
通 信 運 搬 費	0	0	21	0	21
消 耗 品 費	0	0	7	0	7
燃 料 費	0	0	20	0	20
光 熱 水 料 費	0	0	14	0	14
賃 借 料	0	0	97	0	97
保 險 料	0	0	16	0	16
租 税 公 課	0	0	3	0	3
支 払 負 担 金	0	0	4	0	4
委 託 費	0	0	26	0	26
手 数 料	0	0	6	0	6
経 常 費 用 計	5,884	395,745	1,378	0	403,007



(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
評価損益等調整前 当期経常増減額	△ 5,884	△ 2,186	6,960	0	△ 1,110
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,884	△ 2,186	6,960	0	△ 1,110
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般 正味財産増減額	△ 5,884	△ 2,186	6,960	0	△ 1,110
他会計振替額	5,884	2,165	△ 8,049	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 21	△ 1,089	0	△ 1,110
一般正味財産期首残高	204	5,023	8,393	0	13,620
一般正味財産期末残高	204	5,002	7,304	0	12,510
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	100,000	0	100,000
指定正味財産期末残高	0	0	100,000	0	100,000
Ⅲ 正味財産期末残高	204	5,002	107,304	0	112,510

# 1 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	44,093,972	69,805,520	△ 25,711,548
未収金	1,200,840	792,012	408,828
前払金	916	116,352	△ 115,436
流動資産合計	45,295,728	70,713,884	△ 25,418,156
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	99,556,935	99,519,066	37,869
基本財産積立資産	443,065	480,934	△ 37,869
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	22,806,696	50,918,012	△ 28,111,316
減価償却引当資産	5,488,473	7,720,437	△ 2,231,964
事故災害等補償積立資産	5,021,256	5,021,256	0
特定資産合計	33,316,425	63,659,705	△ 30,343,280
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	4	△ 3
什器備品	3,110,893	3,023,146	87,747
その他固定資産合計	3,110,894	3,023,150	87,744
固定資産合計	136,427,319	166,682,855	△ 30,255,536
資産合計	181,723,047	237,396,739	△ 55,673,692

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	44,265,164	48,616,785	△ 4,351,621
預り金	1,030,564	2,981,741	△ 1,951,177
賞与引当金	0	19,115,358	△ 19,115,358
流動負債合計	45,295,728	70,713,884	△ 25,418,156
2. 固定負債			
退職給付引当金	22,806,696	50,918,012	△ 28,111,316
固定負債合計	22,806,696	50,918,012	△ 28,111,316
負債合計	68,102,424	121,631,896	△ 53,529,472
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
市寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	13,620,623	15,764,843	△ 2,144,220
(うち特定資産への充当額)	(10,509,729)	(12,741,693)	(△2,231,964)
正味財産合計	113,620,623	115,764,843	△ 2,144,220
負債及び正味財産合計	181,723,047	237,396,739	△ 55,673,692